

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>Ⅱ－１ 経営管理等 (略)</p> <p>(１) (略)</p> <p>(２) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された貸金業者の経営管理等の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－５－1による）。</p> <p>なお、上記（１）⑥ハ.により自己検証を行っている貸金業者に対しては、<u>業務報告書</u>に当該年度に行った自己検証の記録を添付させることとするほか、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することとする。</p> <p>Ⅱ－２ 業務の適切性</p>	<p>Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>Ⅱ－１ 経営管理等 (略)</p> <p>(１) (略)</p> <p>(２) 監督手法・対応</p> <p>検査の指摘事項に対するフォローアップや、不祥事件届出等の日常の監督事務を通じて把握された貸金業者の経営管理等の課題等については、上記の着眼点に基づき、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することにより、貸金業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</p> <p>更に、資金需要者等の利益の保護の観点から重大な問題があると認められるときには、貸金業者に対して、法第24条の6の3の規定に基づく業務改善命令を発出することとする。また、重大・悪質な法令違反行為が認められるときには、法第24条の6の4に基づく業務停止命令等の発出を検討するものとする（行政処分を行う際に留意する事項はⅢ－５－1による）。</p> <p>なお、上記（１）⑥ハ.により自己検証を行っている貸金業者に対しては、<u>事業報告書</u>に当該事業年度に行った自己検証の記録を添付させることとするほか、必要に応じて法第24条の6の10に基づき報告書を徴収することとする。</p> <p>Ⅱ－２ 業務の適切性</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－２－１３ 過剰貸付けの禁止 (略)</p> <p>Ⅱ－２－１３－１ 返済能力調査 顧客等の返済能力調査（保証人となろうとする者の返済能力調査を含む。以下同じ。）に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 留意事項 ① (略) ② 個人向貸付けに関する事項 イ. 施行規則第10条の17第1項各号に規定された各書面については、それぞれ下記の法令を根拠として交付されたものであれば、書面の名称の如何を問うものではない。 a. ～ e. (略) f. 収支内訳書 所得税法第120条第4項 g. ～ j. (略) ロ. (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>Ⅲ. 貸金業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－３ 貸金業法等に係る諸手続</p>	<p>Ⅱ－２－１３ 過剰貸付けの禁止 (略)</p> <p>Ⅱ－２－１３－１ 返済能力調査 顧客等の返済能力調査（保証人となろうとする者の返済能力調査を含む。以下同じ。）に関する貸金業者の監督に当たっては、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 留意事項 ① (略) ② 個人向貸付けに関する事項 イ. 施行規則第10条の17第1項各号に規定された各書面については、それぞれ下記の法令を根拠として交付されたものであれば、書面の名称の如何を問うものではない。 a. ～ e. (略) f. 収支内訳書 所得税法第120条第6項 g. ～ j. (略) ロ. (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>Ⅲ. 貸金業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－３ 貸金業法等に係る諸手続</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－３－５ 事業報告書に係る留意点</p> <p>(1) 施行規則別紙様式第8号、第8号の2及び第8号の3に規定する事業報告書进行处理する場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 「従業者に対する研修の実施状況」及び「内部監査の実施状況」欄については、当局の検査において不適切な取扱い等の指摘を受けた貸金業者や業務改善命令等の処分を受けている貸金業者の場合、研修及び内部監査の実施目的・重点事項等が、当局の指摘等の内容に照らし、合理的なものとなっているか検証するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>Ⅲ－３－５ 事業報告書に係る留意点</p> <p>(1) 施行規則別紙様式第8号、第8号の2及び第8号の3に規定する事業報告書进行处理する場合には、以下の点に留意するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 「従業者に対する研修の実施状況」及び「内部監査の実施状況」欄については、当局の検査において不適切な取扱い等の指摘を受けた貸金業者や業務改善命令等の処分を受けている貸金業者の場合、研修及び内部監査の実施目的・重点事項等が、当局の指摘等の内容に照らし、合理的なものとなっているか検証するものとする。</p> <p><u>Ⅱ－１（１）⑥に基づき、内部監査において、自己検証を行っている貸金業者については、適切な自己検証が行われているか添付された自己検証の記録で確認するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p>
<p>Ⅲ－３－６ 業務報告書の徴収</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) Ⅱ－１（１）⑥に基づき、内部監査において、自己検証を行っている貸金業者については、適切な自己検証が行われているか添付された自己検証の記録で確認するものとする。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>Ⅲ－３－６ 業務報告書の徴収</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p>